

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

フォローアップ用

（単位：百万円、％）

区 分	年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	平成26年度
			（計画前5年度） （ 決 算 ）	（計画前4年度） （ 決 算 ）	（計画前3年度） （ 決 算 ）	（計画前々年度） （ 決 算 ）	（計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	（計画初年度） （ 決 算 ）	（計画第2年度） （ 計 画 ）	（計画第2年度） （ 決 算 ）	（計画第2年度） （ 計 画 ）	（計画第3年度） （ 決 算 ）	（計画第3年度） （ 計 画 ）	（計画第4年度） （ 決 算 ）	（計画第5年度） （ 計 画 ）
収益的 収 入	1	総 収 益 (A)	70	63	67	100	84	94	95	93	89	92	89	90	89
	(1)	営 業 収 益 (B)	28	30	32	31	33	33	33	33	33	33	33	33	33
		ア 料 金 収 入	28	30	32	31	33	33	33	33	33	33	33	33	33
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
	(2)	営 業 外 収 益	42	33	35	69	51	61	62	60	56	59	56	57	56
		ア 他 会 計 繰 入 金	42	33	35	54	51	61	62	60	56	59	56	57	56
		イ そ の 他				15									
	2	総 費 用 (D)	66	62	61	59	60	58	61	64	56	54	54	53	53
	(1)	営 業 費 用	37	33	34	34	36	35	38	44	36	36	35	35	35
	ア 職 員 給 与 費	4	5	8	5	6	6	5	7	5	7	5	5	5	
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	32	28	26	28	31	30	33	37	31	29	30	30	30	
(2)	営 業 外 費 用	29	29	27	25	24	22	23	20	20	18	19	18	18	
	ア 支 払 利 息	29	27	26	25	24	22	23	20	20	18	19	18	18	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ そ の 他		2	1											
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4	1	6	41	24	36	34	29	33	38	35	37	36	
資本的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	40	29	29	12	6	32	28	98	87	104	65	60	6
	(1)	地 方 債							23	29	71	44	49	45	
		資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	38	27	25	6	4	30	3	42	14	11	14	13	4
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国（都道府県）補助金								25		48			
	(6)	工 事 負 担 金	2	2	4	6	2	2	2	2	2	1	2	2	2
	(7)	そ の 他													
	2	資 本 的 支 出 (G)	38	41	41	42	41	68	64	121	117	139	97	94	46
(1)	建 設 改 良 費	11	10	7	3		4		57	50	97	50	50		
	ウ ち 職 員 給 与 費	5	5	6											
(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	27	31	33	39	41	64	64	64	67	42	47	44	46	
(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他			1											
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	2	△ 12	△ 12	△ 30	△ 35	△ 36	△ 36	△ 23	△ 30	△ 35	△ 32	△ 34	△ 40	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度) (決算)(計画)		平成23年度 (計画第2年度) (決算)(計画)		平成24年度 (計画第3年度) (決算)(計画)		平成25年度 (計画第4年度)		平成26年度 (計画第5年度)		
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)																
料金回収率※ (%)	31	36	38	72	75	75	75	76	75	77	75	75	75	75	75	
資本費 (円又は%)	170	187	184	190	200	191	200	169	198	189	200	187	199	186	197	
総収支比率(法適用) (%)																
経常収支比率(法適用) (%)																
営業収支比率(法適用) (%)																
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	75.3	67.7	71.3	102.0	83.2	77.0	76.0	72.7	72.4	95.8	88.1	92.8	89.9			
繰入金比率	収益的収入分 (%)	60.0	52.4	52.2	54.0	60.7	64.9	65.3	64.5	62.9	64.1	62.9	63.3	62.9		
	うち基準内繰入金 (%)	5.7	6.3	7.5	48.0	60.7	54.3	60.0	54.8	59.6	52.2	59.6	60.0	59.6		
	うち基準外繰入金 (%)	54.3	46.0	44.8	6.0	0.0	9.6	5.3	9.7	3.4	12.0	3.4	3.3	3.4		
	資本的収入分 (%)	95.0	93.1	86.2	50.0	66.7	93.8	10.7	42.9	16.1	10.6	21.5	21.7	66.7		
	うち基準内繰入金 (%)	15.0	20.7	20.7	50.0	66.7	18.8	10.7	8.2	2.3	1.0	3.1	3.3	33.3		
	うち基準外繰入金 (%)	80.0	72.4	65.5	0.0	0.0	75.0	0.0	34.7	13.8	9.6	18.5	18.3	33.3		

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見直し策定の前提条件

条件項目	収支見直し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定については、一世帯あたりの基本料金に人数割の加算を行う定額制となっています。処理区域内人口、水洗便所設置済人口共に減少傾向にありますが、世帯構成の変化によるものと推測されます。既に接続している世帯数に大幅な変更は見られず、新規接続世帯は微増で推移すると考えられるため、今後の料金収入、有収水量については微増で推移するものと見込まれます。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計負担金は、平成22年度以降においては収益的収入分がおよそ54,000千円、資本的収入分についてはおよそ2,000千円の経費が見込まれています。他会計補助金については、資本的収入分について平成23年度から平成24年度まで笠原クリーン施設の更新事業に係る経費に対する補助金を計上しています。そのほか、繰出基準外の元利償還金に対する補助金を計上しています。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成23年度から平成24年度まで笠原クリーン施設の更新事業を行いました。事業費は2カ年で154,000千円、主な財源は、県支出金及び地方債となっています。</p>
4 その他収支見直し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見直しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見直し策定に当たって前提としたもの

収支見直し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>平成17年10月1日に1市2町(鴻巣市・吹上町・川里町)の合併により、職員が880人になった。合併後10年間で職員数を200人削減することを目指している。</p> <p>鴻巣市定員適正化計画(平成18年3月策定)に基づき、職員の削減に取り組んできた結果、平成22年4月1日現在の職員数は計画目標である801人に対し、771人となり、計画を上回る成果を得た。</p> <p>今後においては、第2次鴻巣市定員適正化計画(平成22年6月策定)に基づき、採用の抑制を図るとともに、公務能率を向上することにより、平成27年4月1日現在の職員数目標を700人としている。</p> <p>新市建設計画に基づき、新規採用職員を退職者数の1/2、採用上限10人とし、職員数の抑制を図る。</p> <p>○取組状況 第2次鴻巣市定員適正化計画に基づき、採用の抑制を図るとともに、公務能率を向上することにより、平成27年4月1日現在の目標を700人としている。</p> <p>平成25年4月1日現在の職員数は716人となっている。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>平成19年4月給与構造の見直しを実施済み。</p> <p>地域手当については、国基準である3%を支給済み。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>鴻巣市定員適正化計画では、サービスの維持向上に留意し、現業部門の委託化を勧めるとしている。</p> <p>なお、今後の技能労務職員の採用計画はない。</p> <p>また、給与等の見直しに向けた取り組み方針については、平成20年度7月に策定を行い、ホームページにおいて公表済。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>勧奨退職者に対する退職時特別昇給制度は廃止に向け協議中。</p> <p>○取組状況 勧奨退職者に対する退職時特別昇給制度は平成23年度から廃止。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>福利厚生事業は、会費(職員の給料月額3/1,000)を主な歳入とする職員親睦会の下、実施している。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①、②	<p>平成18年度より、処理場施設の保守点検業務において、随意契約から指名競争入札への契約方法の見直しを行ったことにより、大幅な維持管理費の縮減が図られた。また、平成23年度においては、4地区それぞれで行っている契約を、笠原、笠原第2地区については併せて契約を行い3契約とすることにより更なる維持管理費の縮減を図っていくこととしている。</p> <p>農業集落排水料金システムについては、従来水道料金システムとは別に稼働しており、徴収事務においても別に行っていたが、平成20年度にシステムを統合し、水道課への徴収事務の委託を行った。これにより、大幅な事務の効率化が図られ、収納率の向上につながった。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>処理場施設の保守点検業務等について、民間委託を行っている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		農業集落排水事業の料金については鴻巣地域（笠原、笠原第2、郷安）、川里地域（上会下）において異なっていたが、平成17年10月の合併時に鴻巣市の制度に統一しました。これにより、事業所等においては基本使用料に加え、従業者数に応じて割増料金が加算されることとなった。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		当初予算、上期・下期財政状況、決算状況及びバランスシートを市広報に掲載し、同じ内容と市町村財政分析表を市ホームページにて公表している。 また、財務書類4表を市広報、市ホームページにて公表済み。
○ 行政評価の導入		平成19年度から本格的に行政評価システムを導入し、予算との連携を図り、約1,000事業を33施策に集約、事務事業の効率的な執行、縮小及び削減等を実施している。 ○取組状況 約900事業が1,000事業へと増加した。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト削減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	課題② 農業集落排水料金システムについては、従来水道料金システムとは別に稼働しており、徴収事務も別に行っていましたが、平成20年度にシステムの統合を行い、水道課への徴収事務の委託を行ったことにより、大幅な事務の効率化を図ることができました。これにより、平成19年度は2名の職員で業務を行っていましたが、平成20年度より1名減となりました。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題① 平成18年度より、処理場施設の保守点検業務において、随意契約から指名競争入札への契約方法の見直しを行ったことにより、大幅な維持管理費の縮減が図ることが出来ました。また、平成23年度においては、4地区それぞれで行っている契約を、笠原、笠原第2地区については併せて契約を行い3契約とすることにより更なる維持管理費の縮減を図ることが出来ました。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課題	目標又は実績	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計画前5年度 実績	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画合計						
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)		(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)							
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	3,435	3,420	3,401	3,334	3,307		(3,233)	3,301	(3,192)	3,295	(3,143)	3,289	(3,180)	3,283	(3,174)	3,277		
	A 増減		△15	△19	△67	△27	△128	(△74)	△6	(△4)	△6	(△49)	△6	(△6)	△6	(△6)	△6	(△139)	△30
	水洗便所設置済人口(人)	2,792	2,871	2,930	2,917	2,907		(2,897)	2,901	(2,854)	2,895	(2,799)	2,889	(2,842)	2,883	(2,836)	2,877		
	B 増減		79	59	△13	△10	115	(△10)	△6	(△43)	△6	(△55)	△6	(△6)	△6	(△6)	△6	(△120)	△30
	水洗化率(%)	81	84	86	87	88		(90)	88	(89)	88	(89)	88	(90)	88	(90)	88		
	C 増減		3	2	1	1	7	(2)	0	(△1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0
	有収水量(m ³)	277,005	267,961	281,738	291,487	294,683		(294,916)	295,000	(291,229)	296,000	(286,758)	297,000	(295,000)	298,000	(296,000)	299,000		
	D 増減		△9,044	13,777	9,749	3,196	17,678	(233)	317	(△3,687)	1,000	(△4,471)	1,000	(8,242)	1,000	(296,000)	1,000	(1,317)	4,317
	② 使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	102	111	112	108	113		(113)	112	(114)	112	(116)	112	112	112	112	112		
	E 増減		9	1	△4	5	11	(0)	△1	(1)	0	(2)	0	(△4)	0	0	0	(△1)	△1
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)																			
G 増減	95	93	93	93	95		(96)	95	(96)	96	(98)	96	(97)	97	(97)	97			
④ その他		△2	0	0	0	2	0	(1)	0	(0)	1	(2)	1	(△1)	1	(2)	4		
H 増減																			
経営の効率化	⑤ 管理運営費(千円)	92,084	92,854	94,102	98,060	101,383		(99,220)	102,277	(102,419)	97,285	(91,917)	98,152		97,951		97,815		
	I 増減		770	1,248	3,958	3,323	9,299	(△2,163)	894	(3,199)	△4,992	10,200	867	(6,034)	△201	△136	(△3,568)	△3,568	
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	27	27	28	29	31		(31)	31	(32)	30	(29)	30	30	30	30	30		
	J 増減	0	1	1	2	2	4	(0)	0	(1)	△1	(△3)	0	0	0	0	(△1)	△1	
	⑦ 汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	326	310	295	150	150		(150)	150	150	150	150	150	150	150	150	150		
	K 増減		△16	△15	△145	0	△176	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0
	⑧ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	126	122	110	108	116		(113)	121	(142)	111	(119)	110	110	110	110	110		
L 増減		△4	△12	△2	8	△10	(△3)	5	(29)	△10	(△23)	0	(△9)	0	0	(△6)	△5		
M 増減																			
⑨ 使用料回収率(%)	31	36	38	72	75		(75)	75	(75)	75	(77)	75	75	75	75	75			
⑩ 累積欠損金比率(%)																			
⑪ 企業債現在高(百万円)	924	893	860	821	780		(716)	739	(681)	743	(683)	745	(684)	746	(638)	700			
収入の確保	使用料収入	28	30	32	31	33		(33)	33	(33)	33	(33)	33	33	33	33	33		
	改善効果額																		
	①有収水量の増加																		
	②使用料の適正化																		
	③収納率の向上																		
④その他																			
経営の効率化	管理運営費	92	93	94	98	101		(99)	102	(102)	97	(92)	98	98	98	98	98		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	9	10	14	5	6		(6)	5	(7)	5	(7)	5	5	5	5	5		
	改善効果額																		
	⑤職員給与費の適正化																		
	維持管理費(上記以外の)の適正化																		
	⑥その他(施設保守点検業務の見直し)	11	8	7	8	8		(7)	8	(8)	8	(6)	8	8	8	8	8		
	改善効果額		3	4	3	3		(4)	3	(3)	3	(5)	3	3	3	3	3	(18)	15
計画前5年間改善効果額 合計						13													
改善効果額 合計 A																	(18)	15	

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口……………10表01行11列……………・使用料収入
- ・水洗便所設置済人口……………10表01行12列……………法適用事業 = 20表01行03列
- ・有収水量……………10表01行52列……………法非適用事業 = 26表01行03列
- ・管理運営費……………32表02行05列……………・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- ・汚水処理原価……………法適用事業(66表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
- ・汚水処理原価(維持管理費)法非適用事業(44表01行06列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方……………農業集落排水事業の料金については鴻巣地域(笠原、笠原第2、郷安)、川里地域(上会下)において異なっていたが、平成17年10月の合併時に鴻巣市の制度に統一しました。これにより、事業所等においては基本使用料に加え、従業者数に応じて割増料金が加算されることとなった。
- 民間委託の取組状況……………処理場施設の保守点検業務等について、民間委託を行っている。
- その他に記入された項目に関する取組等……………